

第 5 回 鴻巣市上下水道事業運営審議会 (下水道事業)



令和 8 年 1 月 1 6 日

これまでの審議経過と答申の流れ

令和7年7月に鴻巣市長より諮問のあった「鴻巣市の適正な下水道使用料」について、これまでの審議会の経過と答申の流れは以下のとおりです。

【1】 <これまでの審議経過（改定方針）>

使用料水準の目標（目標年度：令和10年度）

- ①経費回収率を100%（令和6年度決算76.13%）
- ②一般会計補助金を0円（令和6年度決算約3.8億円）

審議経過（令和7年7月、8月、10月、11月の4回開催）

- ①改定率は32%とする。
- ②全ての水量区分に対し、一様に値上げする。

【2】 <答申について>

- ・第5回審議会で答申書案を審議
- ・最終的な答申書案が確定したら、各委員に参考送付
- ・2月6日の答申（会長・副会長から市長へ）をもって、委員の任期満了

【参考】 <埼玉県流域下水道維持管理負担金増加の影響>

令和6年度から処理単価の改正となった、埼玉県荒川左岸北部流域下水道維持管理負担金の影響は下記のとおりと試算している。

単価改定：38円/m³→46円/m³（+8円、21%の増加） ➡使用料改定に与える影響：約8.1%

答申書案について

●これまでの審議、審議結果を踏まえ、会長の意見を受け、協議し、答申書案を作成

●答申書案の項目は、次のとおり

- 1 答申
- 2 審議結果
- 3 使用料改定案
- 4 附帯意見

●答申書案について確認と審議を実施

→各項目の詳細内容は、資料3を参照

<答申書（案）からポイントを抜粋>

- ①使用料算定期間：令和9年度から令和13年度までの5年間とする。
- ②改定時期：早期に実施する必要があるが、周知期間等を考慮し決定する。
- ③平均改定率：32%程度（県流域維持管理負担金増加分約8.1%を含む）とする。
- ④基本使用料収入割合：現状を維持する。
- ⑤使用料体系：現行に対し、一律に平均改定率を乗じたものとする。
- ⑥基本水量制：現行を維持する。